

## 小中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況と対応について

埼玉県内において、新たな変異株であるオミクロン株を由来とする新型コロナウイルス感染症の急激な拡大が見られる状況から、国では、埼玉県への令和4年1月21日（金）からまん延防止重点措置の適用を開始しました。

本市におきましても、「市民の命と健康を守ることを最優先とした、感染拡大防止策に取り組むとともに、市民生活を守るために必要な対策を実施します。」という市の基本方針の下、市民、事業者、市等が連携し新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいるとともに、学校運営については、令和4年1月31日以降の学校運営の基本方針を定めました。

今後とも、感染防止対策を講じながら学校運営を継続してまいります。

### 1 令和4年1月の感染状況

#### (1) 市内の感染状況

令和4年1月感染者状況数 384人（累計1,366人）

#### (2) 学校における感染状況

令和4年1月感染児童生徒数 79人（全児童生徒数5,212人・1.5%）

〔 小学校 67人  
 中学校 12人

#### (3) 学級閉鎖の状況

令和4年1月に小中学校7校、9クラスが学級閉鎖しました。

学校名	閉鎖学級数
飯能第一小学校	1クラス
加治小学校	1クラス
富士見小学校	1クラス
双柳小学校	3クラス
美杉台小小学校	1クラス
加治中学校	1クラス
美杉台中学校	1クラス

#### (4) 令和4年1月に感染した教職員数 4人

### 2 感染対策の推進

#### (1) 学校運営の基本方針

別紙のとおり

## (2) 第5次緊急経済対策における学校継続のための取組

### ① 学校生活支援

#### ・ G I G Aスクール推進事業

コロナ禍において学びを保障するG I G Aスクールの推進に必要な備品・消耗品等の整備、I C T環境の充実を図ってまいります。

#### ・ 学校感染症対策等支援事業

学校の教育活動の継続に際して、三密（密集、密接、密閉）を回避し、児童生徒・教職員等の新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品購入等に係る経費を支援します。

予算の用途は各小・中学校に委ね、消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品や教室等における換気を徹底するためのサーキュレーターの購入など、各小・中学校での必要性、創意工夫により決定します。

### ② 感染予防・拡大防止

#### ・ 公共施設感染予防・拡大防止事業（空調設備の改修・整備）

三密（密集、密接、密閉）を防ぐため、施設の空調設備を改修・整備します。

今回の対策では、双柳小学校図工室 飯能第一中学校給食休憩室、加治中学校給食休憩室、美杉台中学校教育相談室・給食休憩室など、小学校1校及び中学校3校において空調設備の改修・整備を実施します。

## 新型コロナウイルス感染症に係る

## 令和4年1月31日以降の市内公立幼稚園、小・中学校の対応について

## 1 学校運営の基本方針について

これまでどおりの感染防止対策、初期対応を徹底しながら通常通りの教育活動を継続する。

## 2 期間

令和4年1月31日（月）から

\* 感染状況に応じて見直しを行う。

## 3 児童生徒の感染防止対策の徹底について

## (1) 児童生徒の健康観察について

検温・健康観察を徹底する。併せて、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合や児童生徒の家族に体調不良者がいる場合には出席停止にするなど、ウイルスを学校に持ち込ませないようにする。登校後に体調を崩した場合には、直ちに帰宅させる。

## (2) 学習活動におけるマスク着用等の更なる徹底について

手洗い、マスクの正しい着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態）を徹底する。

## (3) 換気について

可能な限り、常時換気を徹底する。なお、換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。また、給食の準備開始前にも、一度窓を全開にする。

今後、換気により室温を保つことが困難な場面が予想されることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒に温かい服装を心がけるよう指導し、防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。併せて、教室の保温にも適切に対応する。

## (4) 給食指導について

給食を対面で食べていた者が感染したと考えられる事例が報告されていることから、以下の点について徹底する。

- 配膳中、食事中は会話を禁止する。
- 教職員を含めて全員が正面を向くなど、対面にならないように指導を徹底する。
- 配膳については、児童生徒が担当するものを限定したり、教職員が中心に行ったりするなど工夫をする。
- 配膳を行う児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを毎日点検する。
- 手洗い場の密集を避けつつ、石けんによる手洗い、マスクの着用を徹底する。

## (5) 登下校時のマスク着用について

- 登下校時も原則マスクを着用する。

## (6) 休み時間について

休み時間も原則マスクを着用する。

- 校庭で人との十分な距離を確保できる場合は、マスクを外してよい。

## 4 学習活動の取扱いについて

### (1) 学習活動について

学習活動においては、下記の4点を確実にを行い、感染防止対策の徹底と対話的な学びの充実が両立するよう留意する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① マスクを正しく着用する</li><li>② 可能な限り常時換気を徹底する</li><li>③ 児童生徒が1メートル程度の距離を保つ</li><li>④ 大きな声を出さない</li></ul> |
|---|

- 家庭科における調理実習、音楽における合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏の合唱については、当分の間行わない。
- 理科の実験や観察については、感染防止策を講じながら行う。

### (2) 体育・保健体育の授業実施上の留意点

- 運動を行っていないときはマスクを着用する。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用する。走るなど激しい運動をする際、人との十分な距離を確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。
- 屋内で実施する必要がある場合は、常時換気を徹底する。
- 児童生徒同士が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動（ペアや2～3人でのストレッチ体操、柔道等）は行わない。

### (3) 学校行事等について

- 運動会や体育祭については、企画内容を工夫するとともに、感染防止対策を徹底して実施する。また、保護者や地域住民などの参加の可否については、慎重に判断する。
- 合唱祭については、感染拡大防止の観点により、今年度は実施をしない。
- 宿泊学習や修学旅行など泊を伴う学校行事については、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断する。
- 社会科見学等の泊を伴わない学校行事を実施する場合には、行事の目的、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、感染対策の徹底や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。
- 児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う卒業式等の行事、授業参観や懇談会、新入生の体験入学や新入児童生徒保護者会、PTA等の会議や学校運営協議会等は、感染防止対策を徹底したうえで、極力短時間で実施する。

## 5 卒業式について

卒業式については、以下の原則をもとに、できる限り万全の感染予防策を講じて、各校の実態に応じて実施する。

- (1) 原則について
  - マスクを着用すること。
  - 人と人との間隔が1 m以上保たれていること。
- (2) 参加者について
  - 上記原則を守ったうえで、各校の実態に合わせて決定する。
- (3) 歌唱等について
  - 実施する場合は、マスクを着用する。
- (4) 来賓等について
  - 上記原則を守ったうえで、各校の実態に合わせて招待する。

## 6 三年生を送る会・六年生を送る会について

上記、卒業式と同様とする。

## 7 部活動について

部活動については、子ども達の心と体の健康のために、できる限り万全の感染予防策を講じて実施する。

- (1) 感染予防策について
  - 本人や同居の家族に体調不良がある者は部活動に参加させない。
  - 活動前後に、健康観察と検温の確認をする。
  - 飛沫感染の可能性が高い活動は必要最小限とするなど活動内容を見直す。
  - 生徒同士が近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな声を出す活動は行わない。
  - 室内で行う部活動は、常時換気を行う。
  - 管楽器を演奏する際には、演奏時のみマスクを外し、練習場所を分散する等の工夫を行い、生徒同士が2 m程度以上の距離を保つようにする。特に、マウスピース練習をする際には、周囲に人がいない状況で行うようにする。
  - 休憩時間を設け（30分に1回程度）、その都度、手洗い、手指消毒を徹底する。
  - 活動後は、手洗い、消毒等を徹底する。
  - 指導者（顧問教諭）は、常時マスクを着用する。
- (2) 部活動顧問について
  - 活動にあたっては、部活動顧問が必ずつくことを徹底する。
  - 顧問がその場にいない状況で、部活動は実施しない。

### (3) 活動日数・活動時間について

朝練習	平日	週休日及び 休日の活動	校外活動 (合同練習・練習試合等)	宿泊を伴う活動
禁止	週2日以内 90分以内	禁止	禁止	禁止

※ 公式の大会やコンクール等（全国大会や県内大会等）に出場する場合は、大会当日の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく日数の活動がで

きるものとする。ただし、他校との合同練習や練習試合は行わない。

(4) 練習試合、合同練習等の校外活動について

- 練習試合、合同練習等の校外での活動を禁止とする。

(5) その他の注意事項

- コロナ禍における活動について、練習等が必要最小限の活動となるよう改めて見直し、管理職が確認するとともに、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得たうえで活動する。
- マスクを外す場面（水分補給、食事、準備・更衣時等）では、飛沫感染リスクが高まることを意識して、無言で行動させ、3密回避の徹底を図る。
- 県内で、昼食、休憩、下校時にマスクを外して会話をしたことで感染したと考えられる事例があることから、注意喚起の徹底を図る。
- 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整える。
- 参加を強制することや、練習を欠席したので試合に出さないというような不適切な対応は行わない。
- 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止する。

## 8 学力検査・入学試験等について

- 感染防止対策等について、入学者選抜の実施要項だけでなく、ホームページ等でも最新の動向を把握するよう努めるなど、受験（検）校の指示に従い行動するよう周知する。
- 校内だけでなく、行き帰りの公共交通機関においても原則マスクを着用するとともに、直行直帰を徹底するよう周知する。

## 9 家庭における感染防止対策について

下記の内容について保護者等に協力を依頼する。

- 規則正しい生活習慣を徹底する。
- 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は外出や登校をさせない。（健康観察）
- 家庭内にPCR検査の受検者がいる場合は、学校に連絡をし外出や登校をさせない。
- 基本的な感染防止対策を徹底する。（3密の回避、石けんと流水による手洗い、手指消毒、マスクの着用、適切な換気）
- 児童生徒のみの会食等は自粛する。

## 10 家族ぐるみでの感染防止対策について

児童生徒の感染は家庭内感染が殆どである。

そこで、児童生徒向けのリーフレットを学校や市のホームページに掲載し、家庭向け配信メール等で周知することにより、家庭における感染防止について、児童生徒が主役となって取り組むことができるようにする。

## 11 健康観察と出席停止について

本人及び家族に咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状が見られる場合などは、自宅休養する。その際は、「出席停止・忌引き等の日数」とする。

健康観察の対象者	状況	児童生徒本人の出欠席について
児童生徒本人	PCR 検査受検	出席停止 } ※(2)
	濃厚接触者	出席停止 }
	咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状	出席停止 ※(4) (3日)
	体調不良	出席停止
	予防接種との関連性が高いと認められる症状	出席停止
同居するご家族	PCR 検査受検	出席停止 } ※(3)
	濃厚接触者	出席停止 }
	咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状	出席停止 ※(4) (3日)
	スクリーニングによる PCR 検査受検 ※(1)	出席
	予防接種との関連性が高いと認められる症状	出席

※(1) スクリーニング・・・職場等で行われる定期的なPCR検査

※(2) 保健所または教育委員会から指定された期間内は自宅待機とする。PCR検査を受検した場合、陰性になったとしても、自宅待機期間中は出席停止とする。

※(3) 保健所または教育委員会から濃厚接触者であるご家族が自宅待機を指定された期間内は、児童生徒も自宅待機とする。ご家族がPCR検査で陰性になったとしても、自宅待機期間中は出席停止とする。

※(4) 咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状がなくなった後、すぐに登校し、再び発症するという例が多くあります。咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状がなくなった日を起算日(第1日目)として、3日間は出席停止として自宅待機をお願いいたします。

## 12 自宅待機期間中のリモート授業について

○ 出席停止となる児童生徒の授業については、体調不良でない場合にはリモート授業とする。リモート授業を行うためのWeb会議システム「Zoom」のURL等は、タブレットを介して担任より児童生徒に送付する。

## 13 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取扱いをする。その際、該当児童生徒に対し、学習用タブレット等を利活用するなどして学びを保障する。

感染が不安で登校しない該当児童生徒が、リモート授業に参加した場合は出席停止扱いとする。

#### 14 児童生徒の心のケア等について

長期間に及ぶ新型コロナウイルス感染症に係る対応に伴い、不安やストレスが高まることが懸念される。児童生徒の心のケアに万全を期するとともに、感染者や濃厚接触者に対する差別や偏見、いじめが起こらないよう細心の注意を払う。児童虐待を含めた対応上の留意点については、「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」（埼玉県教育委員会）のP31～34を参考にする。

また、各学校で児童生徒が相談できる体制を整えたり、飯能市教育センター相談専用窓口（042-973-1400）を家庭に周知したりする等の最大限の配慮を行う。

#### 15 教職員の感染防止対策について

- 検温・健康観察を徹底する。併せて、発熱等の風邪症状が見られる場合や教職員の家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者となった場合には、特別休暇（交通遮断休暇）の取得により出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図る。
- 出勤後に体調に不安を感じた場合には、直ちに帰宅させる。
- 教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報交換を図るなど、教職員が休暇を取得しやすい環境や医療機関等を受診しやすい環境を整える。
- 教職員の校内での食事については、場所や方法について対面にならないようにする。
- 外出については、感染予防策を徹底し行動する。

#### 16 児童生徒のワクチン接種について

- 接種への正しい理解を促進するとともに、希望する児童生徒が安心して接種を受けることができるよう適切な配慮をする。
- ワクチン接種はあくまでも任意であるため、接種の有無が偏見や差別につながることはないよう留意する。
- 児童生徒が登校せずにワクチン接種をする場合には、出席停止扱いとする。